

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

清水和田集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
認定農業者	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域では高齢化が進み、かつ後継者確保が困難な状況にあることから、集落営農組織から法人化し集約していく。
- ・集落営農組織で、機械化を進め低コスト化に努めている。今後も継続していく。

(別紙)

- ・農地・水・環境保全向上支援事業を活用し、管理作業を行っている。今後も継続していく。
- ・個人の経営者の現状を把握するため、集落全体での会議を行い対策を講じている。今後も継続していく。
- ・農地の土地改良は、30年を経過しており、田面の沈下などの老朽化が著しいため、今後は整備を進めていく。
- ・米の差別化を図るため、高付加価値に取り組み品質の向上に努めていく。
- ・鳥獣害対策として、集落で電気柵を設置しているが、今後は、地区全体での取り組みを考えていく。
- ・集落では、環境美化を進めていることから、今後は、花等の植栽を進めていく。